

「令和元年台風第 19 号災害見舞金」募集要綱

長野市商工会

1 趣 旨

令和元年台風第 19 号による災害により、長野市商工会管内でも堤防の決壊等による住宅・事業所への浸水被害等甚大な被害が発生し、災害救助法が発令される事態となりました。

長野市商工会では、被災された会員の皆様の一日も早い復旧・復興を願い、会員相互扶助を目的として次のとおり見舞金の募集を行います。

2 見舞金の名称

「令和元年台風第 19 号災害見舞金」

3 実施主体

長野市商工会

4 募集期間

令和元年 10 月 30 日(水)から同年 12 月 13 日(金)まで

5 見舞金の配分

お預かりした見舞金は、長野市商工会が設置する「令和元年台風第 19 号見舞金配分委員会」で決定された配分基準に基づき、全額を長野市商工会会員の被災者に配分します。

6 募集方法

見舞金は、次の方法により受け付けます。

(1) 口座への振込み

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
八十二銀行	更北支店	普通 344801	長野市商工会台風見舞金

* 八十二銀行からの振込手数料については、募集期間中は無料となります。

窓口で、「先方払い」と申し出てください。

(2) 現金の受付

長野市商工会本所、各支所で受け付けます。(見舞金箱の設置)

* 受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(閉館日を除く。)

* 見舞金は現金のみとし、有価証券及び物品は受け付けません。

7 税制上の優遇措置

必要経費に算入することができます。

8 領収書の発行

領収書の発行を希望する場合は、領収書を発行します。領収書とともに、要綱を保管してください。

9 問い合わせ先

長野市商工会(総務指導課)

〒381-2205 長野市青木島町大塚 881-1

電話 (026) 284-4556 FAX (026) 285-3344

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 29 日から施行する。